

岩国市新科学センターホームページ制作業務

仕 様 書

岩 国 市

1 業務名

本業務の名称は「岩国市新科学センターホームページ制作業務」とする。

2 業務目的

令和8年度に供用開始される「いこいと学びの交流テラス」内に移転する新科学センターでは、これまで実施してきた、科学教室など多彩な事業活動を継続しつつ、市民の科学教育の中心施設として、さらなる発展を目指している。

事業計画では、主たる目標として、幅広い世代を対象にした科学体験事業の開催や常設展示室を整備し、子供から大人まで、それぞれが科学への好奇心を満たし、また世代の垣根を越えて交流し、深い学びを得られ、何度も足を運びたくなる施設を目指している。また、小・中学校等と連携し、理科に対する深い学びを提供すること、幼稚園・保育園等の活用を支援し、将来の理科好きな少年・少女を育むことなどを目標に掲げている。

本業務では、以上の目標達成のため、閲覧者が目的のページにたどり着くことが容易にできる高い検索性を備え、施設や展示の紹介、イベントの情報発信強化に寄与する、岩国市新科学センターホームページ及びロゴデザインを新たに制作し、あわせて、科学センター所管で新科学センターと連携するミクロ生物館のホームページも新たに制作するものである。

3 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで（業務期間内にホームページ公開）

4 業務内容

本業務は、新科学センターの魅力を広く情報発信するためのホームページ及びロゴデザイン、あわせてミクロ生物館のホームページを新たに制作するものである。プロポーザル参加者は、以下に掲げる事項を基礎として、参加者独自の技術・発想に基づき最適なホームページを提案するものとする。

(1) 基本仕様

- ①ホームページの開発及び公開・維持管理のための Web サーバは受託者が用意する。
- ②ホームページに必要なドメインを取得・設定し維持管理する。ただし、以下の(ア)、(イ)に留意すること。
 - (ア) 公開1か月前までに、委託者に協議すること。
 - (イ) 当該ホームページ閉鎖等に伴うドメイン（旧ドメイン）の運用については、第三者に不正に取得されないよう対応を委託者と協議すること。
- ③ホームページの作成、運用・管理をブラウザ上で一元的に行う CMS の導入・構築及び必要な設定を行い、利用可能な状態とすること。また、ホームページ公開後に委託者がホームページの更新やトピックの追加等の編集を容易にできるよう設計すること。
- ④ホームページ上の情報が改ざん等され誤った情報が発信されないよう十分なセ

セキュリティ対策を提案すること。

- ⑤ホームページは、メーカーのサポートが終了していない次の主流なブラウザの最新バージョンで閲覧可能とする。

ア. Google Chrome

イ. Fire Fox

ウ. Microsoft Edge

エ. Safari

- ⑥スマートフォンやタブレット等のモバイル端末での閲覧に対応したレスポンス Web デザインとすること。

- ⑦アクセシビリティ等への配慮のため、日本産業規格（JIS X 8341-3:2016）で規定されているレベル「AA」準拠を目指すこと。また、委託者がホームページ更新時等に作成したページが JIS X 8341-3:2016 基準に準拠しているか確認ができるアクセシビリティ確認機能を搭載させること。

- ⑧外国語自動翻訳の仕組みを導入すること。なお、対象は全てのページで、ダウンロード、プラグインの必要がなく、簡単な操作で切り替えができること。対象言語は英語を想定している。その他の外国語については可能な限り対応することが望ましい。ただし、開館時間、休館日、入場料、アクセス、ホームページの利用規約部分については自動翻訳を用いたものでない英訳文を掲載すること。

(2) ホームページの内容（必須項目）

目的の情報が容易に見つけやすいデザイン構成・配置とすること。

ホームページ内の必須項目は以下のとおりであるが、これ以外にも集客力や岩国市科学センター事業計画に基づく各事業の効果を高めるための具体的な提案や自由な発想による効果的、効率的な提案があれば積極的に提案すること。

また、必要に応じ項目の統合や分割も可とする。

なお、新科学センターとミクロ生物館として、それぞれ TOP ページを作成し、構造表も別立てとする。ただし、利便性を高める目的で新科学センターとミクロ生物館とで共有するページや機能は可とする。

【新科学センターに係る必須項目】

①TOP ページ

・開館時間、休館日、入場料、アクセス、開催イベント情報について、特に容易に見つけられる構成とし、3スクロール以内もしくは2クリック以内で到達すること。

・開催イベント情報そのもの、もしくはイベント情報への誘導は閲覧者の興味を引くデザインとすること。

※イベント情報部分については、運用上、委託者の頻繁な更新が想定される。

②利用案内

・開館時間、休館日、入場料、プラネタリウム開催案内の情報を掲載。

・団体向けとして以下の情報を掲載すること：

小・中学校対象…理科学習、社会見学などでの利用や出前授業を案内。

保育園や幼稚園対象…遠足などでの利用について案内。

その他老人クラブなどの団体対象…利用について案内。

③アクセス

- ・周辺マップ、公共交通機関最寄り駅に係る情報。
- ・駐車場の位置案内。

④イベント、教室などの行事案内

- ・科学教室、工作教室、科学の祭典、スズムシの配布、同定会、自由研究相談会企画展、特別企画展などの行事について、概要やチラシを掲載。
 - ・イベント参加者募集申し込みページへリンク。
 - ・紹介文や写真などの素材は委託者が用意する。
- ※委託者の頻繁な更新が想定される。

⑤施設案内

- ・新科学センター部分の常設展示コーナーやその他の各室及び屋外施設の説明。
- ・福祉センター部分を含む「いこいと学びの交流テラス」のフロアマップ。
- ・使用する写真は、受託者が撮影し用意する。紹介文やフロア図などの素材は委託者が用意する。
- ・市福祉政策課が指定する福祉センターのページのリンクを貼る。

⑥科学クラブの案内

- ・科学クラブの募集や活動内容、活動の報告書を掲載できる個別ページを制作する。
 - ・募集申し込みページへリンク。
- ※委託者の頻繁な更新が想定される。

⑦QA、ホームページの利用規約、プライバシーポリシー

※QA については委託者の更新が容易であること。

【ミクロ生物館に係る必須項目】

各ページにマスコットキャラクター「みくろん」（別図）を配置すること。

「みくろん」データは、ミクロ生物館が用意する。

①TOP ページ

- ・目的のページが検索しやすい配置とし、閲覧者の興味を引くデザインを提案すること。
 - ・新着情報一覧を載せること。
 - ・関連施設「科学センター」および「潮風公園みなとオアシスゆう」のホームページリンクを目立つよう配置すること。
- ※新着情報一覧については、運用上、委託者の頻繁な更新が想定される。

②ミクロ生物紹介ページ

- ・館内展示生物の一部（ミドリムシ、ゾウリムシ、ヤコウチュウ、放散虫化石等）の画像や簡単な紹介を通じて、ミクロ生物の定義を説明するページ。
- ・使用する顕微鏡写真は、ミクロ生物館が撮影し用意する。

※現行ホームページ掲載内容

<https://micro.shiokaze-kouen.net/content/kankyau.html> を抜粋した内容。

③利用案内（個人・団体向け）

- ・開館日時、入場料、実験室（顕微鏡）利用方法・利用料について、教材提供につ

いて（材料費含む）、出前授業についてなどを案内。

※運用上、委託者の更新が容易であること。

④イベント・教室などの行事案内

・科学体験教室や企画展などの行事の紹介や募集をするページ。

※運用上、委託者の頻繁な更新が想定される。

⑤フロアガイド

・フロアマップ並びに展示室、実験室及び図書閲覧コーナーの説明をするページ

・使用する写真は、受託者が撮影し用意する。

⑥他館・原生生物学会などの関連サイト集

※運用上委託者の更新が容易であること。

⑦アクセス、QA、利用規約、プライバシーポリシーのページ

※QAについては運用上委託者の更新が容易であること

(3) ロゴデザインの作成

ホームページの制作にあわせて、業務目的に示した新科学センターの事業計画と目標に沿ったロゴデザイン（ロゴマーク＋字体のデザイン）を3案提案すること。

5 再委託

受託者は、委託者の承認を受けずに本業務を再委託してはならない。ただし、内容等に影響しない軽微な業務を再委託する場合はこの限りでない。

6 貸与資料と使用制限

- (1) 委託者は、本業務を実施するに当たり必要な資料を受託者へ貸与する。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、委託者の承諾のない限り複製してはならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料について、業務終了後速やかに委託者へ返却する。

7 成果品の提出

業務完了後、以下の成果品を紙媒体及び電子データで納品すると同時に、ホームページの更新等使用方法等について講習を行うこと。

- (1) ホームページ設計書（紙媒体1部 PDFデータ）
- (2) 制作したホームページのデータ一式
- (3) CMS 操作マニュアル（画面のハードコピーなどを用いて分かりやすく作成し、操作に不慣れな者でも理解できるように、平易な用語を用いること）

8 その他留意事項

- (1) 本業務で得られた成果品の権利は、委託者に帰属する。ただし、使用権許諾契約を締結するもの及び知的財産権を有するものはこの限りでない。

- (2) 受託者は、本業務を確実に履行できる体制を設け、業務実施にあたっては委託者との連絡を定期的に行い、緊密な連携を保持しなければならない。